

※「ゼロ災」をめざす近畿統一ロゴマークです。

ゼロ災にチャレンジ!! 「3ヵ月無災害運動」 「危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔」

中央労働災害防止協会 安全衛生標語 年間標語 令和8年入選作

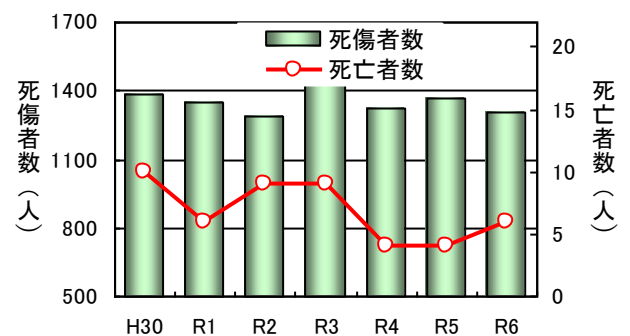
奈良県内の仕事中の怪我や死亡事故（以下「労働災害」といいます。）は、中長期的には減少傾向にあるものの近年はその傾向が鈍化しています。

労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者をはじめ、全ての関係者がこの意識を共有し、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力を行うことが必要です。

奈良労働局及び県下の各労働基準監督署においては、職場における自主的な労働災害防止活動の一助となるよう、平成2年度から、毎年、全国安全週間の期間（7月1日から7日）を中心に『3ヵ月無災害運動』の実施を関係者のみなさまに呼びかけており、本年度におきましても、6月1日から8月31日までの3ヵ月間において、奈良県内の全事業場を対象に『第37回 3ヵ月無災害運動』が実施されます。

貴事業場におかれては、平素より積極的に労働災害防止活動に取り組んでおられることと存じますが、『3ヵ月無災害運動』の趣旨を御理解のうえ、裏面の実施事項を行うなど積極的に本運動に参加されることを通じて、労働災害ゼロの達成と安全で衛生的な職場づくりを目指されますようお願い申し上げます。

奈良県内の労働災害発生状況（休業4日以上）
（新型コロナ罹患によるものを除く）



令和8年5月

事業者各位

厚生労働省奈良労働局長
県下各労働基準監督署長

〈 職場の安全・衛生のための実施事項 〉

☑ 経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。
この観点から、経営トップの率先の下、職場の安全衛生に対する意識や取組を改めてご確認ください。

☑ 安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。
このため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など法定の管理者※を選任し、それぞれの職務が的確に遂行されているか、実効性ある活動が行われているかなどをご確認ください。
※労働安全衛生法第10条～19条の3に規定されています。
また、第三次産業など、安全管理者等を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

☑ 職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に合った危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じることは、事業者の責務とされています。
法令に定められた危害防止基準の遵守はもとより、職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。

☑ 労働者1人1人に対する意識啓発をお願いします

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えてきています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知し、リスクの低減に努めることも重要です。
この観点から、労働者1人1人に対し、貴事業場の設備や作業内容などに合った安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

3ヵ月無災害運動へのお申込・お問合せは下記まで

公益社団法人奈良県労働基準協会

☎0742-36-2040

(URL : <https://nararouki.com/>)

建設業労働災害防止協会奈良県支部

☎0742-22-3345

陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部

☎0743-23-1200

林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部

☎0744-22-6281

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会奈良県支部

☎0742-93-5181